

事 務 連 絡  
平 成 3 0 年 1 月 2 4 日

都道府県 地方分権担当課 御中  
市区町村 地方分権担当課 御中

### 無人航空機の飛行を制限する条例の事例収集について（依頼）

平素より、地方分権改革及び航空行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府及び国土交通省では、平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、地方公共団体が公園等の管理や要人の警護等の航空法とは異なる目的でドローン等無人航空機の飛行を制限している条例の事例について収集し、地方公共団体に対し周知を行うこととしました。

つきましては、各地方公共団体における当該条例の有無について御確認いただき、添付の様式に記入の上、2月14日までに、以下の担当まで御提出願います。

（注意点）

- ※ 条例の規定に基づきドローン等無人航空機の飛行を明示的に規制・制限している場合が該当。（例：禁止、原則禁止で飛行には許可が必要、飛行には事前届出が必要、職員の立会いが必要 等）
- ※ 対象は条例に基づく規制のみとし、ガイドライン、要綱等に基づく規制は対象外とする。
- ※ 御提出いただきました事例については、国土交通省航空局のホームページ等に掲載する可能性があります。

【担当】

内閣府地方分権改革推進室（平林、田邊、森口）

TEL 03-3581-2450（内線 46432、46467、46442）

国土交通省航空局安全企画課（駒村、西森）

TEL 03-5253-8111（内線 48283、48130）

ホームページ URL : [http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

別添 1 調査票

別添 2 参考「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）」

別添 3 参考「提案個票」